



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年11月17日金曜日 第1813号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	983
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	984
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	985
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(2件).....	985
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件).....	986
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	986
土地改良事業の工事の完了.....	986
解除予定保安林にする旨の通知等(2件).....	986
都市計画事業の認可.....	987
落札者等の告示.....	987

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	988
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	988
行政情報処理端末機ほか一式の借入れ.....	988

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の取消し.....	989
不在者投票のできる施設の指定.....	989

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1664号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
大洲中央病院	大洲市東大洲5番地	大洲市 医療法人北斗会 理事長 大久保 啓二	精神通院医療	平成18年 11月1日
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163番地	八幡浜市 社団法人八幡浜医師会 会長 中島 俊明	精神通院医療	平成18年 11月1日
医療法人仁友会南松山病院	松山市朝生田町一丁目3番10号	松山市 医療法人仁友会南松山病院 理事長 尾崎 光泰	精神通院医療	平成18年 11月1日
医療法人光宗クリニック	松山市勝山町2-5-4小笠原ビル2F	松山市 医療法人光宗クリニック 理事長 光宗 勝繁	精神通院医療	平成18年 11月1日
医療法人同心会西条中央病院	西条市朔日市804番地	西条市 医療法人同心会 理事長 中村 尚夫	精神通院医療	平成18年 11月1日
三好神経内科	松山市平和通一丁目4-11	松山市 三好 典彦	精神通院医療	平成18年 11月1日
みやもとクリニック	松山市府中800番地1	松山市 医療法人みやもとクリニック 理事長 宮本 正道	精神通院医療	平成18年 11月1日
岡井薬局	伊予市灘町301-2	伊予市 岡井薬局有限公司 代表取締役 岡井 哲	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
テイクとりのき薬局	伊予市下吾川380番地112	伊予市 有限会社テイク・ディスペンサリー 代表取締役 鬼嶋 武敏	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
テイクえくび薬局	伊予郡松前町恵久美718-5	伊予市 有限会社テイク・ディスペンサリー 代表取締役 鬼嶋 武敏	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
パール薬局	宇和島市御殿町3-6	宇和島市 有限会社宇和島調剤 代表取締役 野本 壽	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
はまゆう薬局	宇和島市御殿町4-19	宇和島市 有限会社宇和島調剤 代表取締役 野本 壽	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
フラワー薬局	伊予郡砥部町高尾田295	伊予郡砥部町 有限会社フラワー薬局 代表取締役 園浦 誠子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
フラワー薬局千舟町店	松山市千舟町四丁目3番地4	伊予郡砥部町 有限会社フラワー薬局 代表取締役 園浦 誠子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日

コスモ薬局	四国中央市下柏町678 - 1	四国中央市 有限会社ネオファルマー 代表取締役 香川 将章	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
ワタキュー薬局新居浜店	新居浜市新田町2 - 2 - 17	京都市 株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
ワタキュー薬局松木町店	新居浜市松木町3 - 7 水野ビル1F	京都市 株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
ワタキュー薬局森の国店	北宇和郡松野町大字延野々1411 - 1	京都市 株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
ワタキュー薬局一本松店	南宇和郡愛南町一本松5157番地	京都市 株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
ワタキュー薬局城辺町店	南宇和郡愛南町城辺2481 - 1	京都市 株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
ワタキュー薬局ミルクの里店	西予市野村町野村9号2 - 2	京都市 株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
ワタキュー薬局宇和町店	西予市宇和町卯之町5 - 241 - 1	京都市 株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
ワタキュー薬局宇和島店	宇和島市丸之内二丁目1 - 4	京都市 株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
ワタキュー薬局卯之町店	西予市宇和町卯之町一丁目404番地	京都市 株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
ワタキュー薬局東大洲店	大洲市田口甲87番1	京都市 株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
かもめ調剤薬局	八幡浜市沖新田1510番地164	八幡浜市 有限会社薬寿 代表取締役 祖母井 弘澄	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
しみず調剤薬局	西予市三瓶町朝立1番耕地22番地7	西予市 有限会社しみず調剤薬局 代表取締役 清水 えり子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
グリーン薬局	八幡浜市五反田1番耕地1055	西予市 有限会社しみず調剤薬局 代表取締役 清水 えり子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
大洲薬局	大洲市常磐町87 - 1	大洲市 高井 真由美	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
有限会社なのはな調剤薬局	大洲市新谷町甲96松葉屋ビル1F	大洲市 有限会社なのはな調剤薬局 代表取締役 渡邊 正博	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
くれよん薬局	大洲市東大洲74番地3	大洲市 有限会社尾上調剤 取締役 尾上 聖三	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
ハロー薬局	大洲市田口甲372 - 2	大洲市 有限会社ハロー薬局 代表取締役 井手 多津枝	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
村上薬局	大洲市長浜甲276	大洲市 有限会社村上薬局 代表取締役 村上 晋悟	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
長浜薬局	大洲市長浜甲295	大洲市 有限会社村上薬局 代表取締役 村上 晋悟	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
オレンジ薬局	西予市三瓶町朝立2番耕地1 - 45	大洲市 有限会社大洲調剤 代表取締役 新川 哲男	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
みどり薬局	大洲市徳森字小鳥越263 - 98	大洲市 有限会社大洲調剤 代表取締役 新川 哲男	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
新川薬局	大洲市大洲642	大洲市 新川 保	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
たにもと薬局	大洲市徳森1990番地1	大洲市 有限会社ケンシンファーマシー 代表取締役 谷本 勝司	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日
あさひ堂薬局	喜多郡内子町内子2230番地	喜多郡内子町 有限会社あさひ堂薬局 代表取締役 森並 浩一郎	精神通院医療 (薬局)	平成18年 11月1日

○愛媛県告示第1665号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年11月17日

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
マックスバリュ今治阿方店	今治市阿方字山之間甲371番2外23筆	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭	平成18年 5月17日	平成18年 10月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	越智三俊	今治市松木130番地1

○愛媛県告示第1667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	越智高德	東温市下林甲982-3番地
"	森博	東温市下林甲133-1番地
"	白石盛重	東温市下林甲1021-1番地
"	松下慶三	東温市下林甲862番地
"	森芳宏	東温市下林甲126-2番地
"	森啓介	東温市下林甲427番地
"	丹生谷衛	東温市下林甲540番地
"	青井一榮	東温市下林甲497番地
"	松本登喜夫	東温市下林甲1303-1番地
"	松田勝利	東温市下林甲926番地
"	白石喜一郎	東温市下林甲1337番地
"	高須賀武省	東温市下林甲719-1番地

監事	青山貞範	東温市下林甲1125-3番地
"	藤井省三	東温市下林甲296番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	越智高德	東温市下林甲982-3番地
"	森博	東温市下林甲133-1番地
"	青山貞範	東温市下林甲1125-3番地
"	八木久夫	東温市下林甲1017番地
"	森薫	東温市下林甲1427-3番地
"	森芳宏	東温市下林甲126-2番地
"	森長幸	東温市下林甲218-3番地
"	丹生谷美雄	東温市下林甲1243番地
"	丹生谷清美	東温市下林甲489-1番地
"	井本修	東温市下林甲877番地
"	松田勝利	東温市下林甲926番地
"	越智清重	東温市下林甲1270-1番地
監事	藤井省三	東温市下林甲296番地
"	窪田正道	東温市下林1216番地

○愛媛県告示第1668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、松山市平井町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したの
で、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、
次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・谷之内上地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成18年11月20日から12月18日まで

3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第1669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、松山市北梅本町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・葉佐地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成18年11月20日から12月18日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第1670号

東温市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳吉地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳吉地区）計画書の写し
- (2) 東温市農地、農業用施設災害復旧事業及び土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成18年11月20日から12月18日まで

3 縦覧場所

東温市役所川内支所

○愛媛県告示第1671号

東温市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・除地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・除地区）計画書の写し
- (2) 東温市農地、農業用施設災害復旧事業及び土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成18年11月20日から12月18日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第1672号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・尾股地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・尾股地区）変更計画書の写し
- (2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年11月20日から12月18日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第1673号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	小田地区	平成18年10月23日

○愛媛県告示第1674号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町柳井川字本村3152の2（国有林）、西谷字郷角13345の2、13348の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町柳井川字本村524の3・1001の3・1002の2・2739の2・2749・2751の2（以上6筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

3(1) 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町直瀬乙1450の2、乙1617の3から乙1617の5まで、乙1617の8、乙1628の3、乙1631の4

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町西谷字名荷62の2
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 5(1) 解除予定保安林の所在場所
松山市九川字口木乙1の2、字市後乙316の52、乙316の53、
字本谷乙319の4、字井ノ谷乙322の4、字中山乙563の2、
乙564の5、乙586の2、乙591、乙592の2、乙599の2、
乙615の3、乙617の3から乙617の6まで、字大栗谷乙618、
乙619の5、乙619の6、乙876の2、乙877の2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 6(1) 解除予定保安林の所在場所
大洲市豊茂丙91の4、丙91の5
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 7(1) 解除予定保安林の所在場所
喜多郡内子町本川3736の5、3736の6、3737の8から3737の
10まで、3738の3、3738の4
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 8(1) 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡鬼北町大字父野川中209の4、1547の3、1549の5
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1675号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

○愛媛県告示第1677号

次のとおり落札者を決定した。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
東温市松瀬川字添谷乙96の5、乙97の4、乙97の5、乙99の
18、乙99の19、乙99の33、乙99の34、乙107の2、乙109の3
から乙109の5まで、乙110の12、乙111の2
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
東温市松瀬川字添谷乙96の5、乙97の4、乙97の5、乙99の
18、乙99の19、乙99の33、乙99の34、乙107の2、乙109の3
から乙109の5まで、乙110の12、乙111の2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所
東温市則之内字城谷丙607の27、丙607の28
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1676号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 施行者の名称
松山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松山広域都市計画公園事業
5・7・4 北条公園
- 3 事業施行期間
平成18年11月17日から
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
愛媛県松山市大浦 地内

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
財務会計オンラインシステム端末機器一式	愛媛県出納事務局 会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成18年11月6日	香川県高松市中野町29番2号 NECリース株式会社 四国支店	939,750円 (月額)	一般競争入札	平成18年9月26日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年11月8日	NPO法人 浜の会	脇 本 千穂子	愛媛県八幡浜市向灘高城3067番地28	この法人は、主に八幡浜市内を対象に、障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者の働く機会の提供と障害者が地域で生活する環境づくり等を図りながら、障害者と健常者が共生できる社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年10月27日	特定非営利活動法人 クイックネイル協会	三 好 愛	兵庫県神戸市東灘区御影町御影字篠坪1380番地の1	この法人は、一般市民に対してネイルの芸術性を認識して簡単にできるアートとして周知させることにより学術、文化、芸術の振興を図り、明るく活力ある社会形成に資することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年11月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
行政情報処理端末機ほか一式の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
行政情報処理端末機ほか一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成19年3月1日から平成25年2月28日まで
- (5) 借入場所
愛媛県警察本部ほか
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成18・19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089) 934 0110 内線 2231
- (2) 入札書の受領期限
平成18年12月27日（水）午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成18年12月27日（水）午後1時30分
愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
Administrative information processing terminal unit and others , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 27 December , 2006
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2231

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、次の施設についてその指定を取り消した。

平成18年11月17日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
病院	独立行政法人国立病院機構四国がんセンター	松山市堀之内13

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる

施設として指定した。

平成18年11月17日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
病院	独立行政法人国立病院機構四国がんセンター	松山市南梅本町甲160